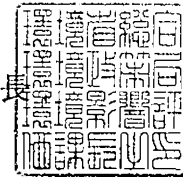


環政評発第110901001号
平成23年9月7日都道府県・環境影響評価条例を有する市
環境影響評価担当部（局）長 殿

環境省総合環境政策局



環境影響評価課長

環境影響評価法の一部を改正する法律により新設された手続に関する
条例における取扱いについて（通知）

環境影響評価行政の推進については、平素より御協力賜り厚く御礼申し上げます。

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号。以下「改正法」という。）において、新たに配慮書手続（第2章第1節）及び報告書手続（第38条の2～第38条の5）が追加されることとされている。これに伴い、条例においてこれらと同旨の手続を課すことに関し、環境影響評価法（以下「法」という。）第61条第2号の規定との整理を行ったため、ここに通知する。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、改正法の厳正かつ実効性のある施行について、格段の御協力をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 配慮書手続について

改正法に基づく配慮書手続を行わないこととした第2種事業を実施しようとする者に対し、環境影響評価条例により配慮書手続を課すことについては、以下のとおり整理する。

改正法第3条の10第1項の規定は、第2種事業を実施しようとする者が必要と判断した場合には、配慮書手続を実施することを可能とするよう規定したものであり、全国的な観点から必要な制度を定めたものであって、規制の限度を定めるものではない。したがって、改正法に基づく配慮書手続を行わないこととした第2種事業を実施

しようとする者に対し、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、条例に基づき配慮書手続を課すことは、法第 61 条第 2 号に抵触することにはならない。

2. 報告書手続について

現状、環境影響評価条例において事業者に事後調査手続を課しているが、改正法に基づく報告書手続が義務付けられることに伴い、条例において引き続き事後調査手続の義務を課すことについては、以下のとおり整理する。

改正法に基づく報告書手続は、事業の実施において講じた措置の報告等を事業者に対して求めるものであり、それが終了するまで事業の実施を禁止するといった性格のものではないことから、当該手続は、「全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨」（最大判昭 50・9・10〈徳島市公安条例事件〉）のものであると解される。このため、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、改正法の報告書手続とは別に事後調査手続を課すことは、法第 61 条第 2 号に抵触することにはならない。

なお、従来から事業者に対して課している方法書から評価書までの手続については、それが終了するまで、事業者は対象事業を実施してはならないこととされている（法第 31 条第 1 項）。このような手続に関し、地方公共団体が独自に追加的な義務を課した場合、当該地方公共団体の域内においては、他の地域に比べ、事業に着手すること自体が著しく困難となり、法の趣旨を逸脱してしまう可能性がある。このため、これらの手続については、「全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨」のものであると解され、その「進行を妨げるような形で事業者に義務を課すこと（例えば、事業者に対して、公聴会の出席など説明会以外の方法によって準備書を周知する義務を課すること、見解書を縦覧し住民等の意見を求める義務を課すること等）はできない」（逐条解説 p.246）とされてきており、改正法が施行されても本解釈に変更はない。